

Ⅲ 地域保健班

- 1 精神保健福祉
- 2 母子保健
- 3 難病対策
- 4 原爆被爆者対策

地域保健班概要

地域保健班は、精神保健福祉、母子保健、難病対策、原爆被爆者健康診断に関する業務を担っている。

個別の健康課題に関する相談対応、精神通院医療・先進医療不妊治療・小児慢性特定疾病・難病等に関する公費医療の申請に係る業務を行っている。また、関係者の支援スキルの向上を目的とした研修会の開催、関係機関との連携会議等を行い、管内地域における相談支援体制の整備に努めている。

1 精神保健福祉

精神保健福祉の充実を図るために、市村はじめ、医療機関や福祉機関と連携し、①障害者総合支援法に基づく事務、②精神保健福祉法に基づく事務、③普及啓発活動、④訪問・相談業務、⑤社会復帰支援、⑥アルコール関連問題対策、⑦関係機関とのネットワークづくり、⑧関係職員の支援スキルの向上に係る研修等を実施している。

2 母子保健

「健やか親子おきなわ21（第2次）」と連動し、管内のすべての親と子が健やかに生まれ育つことができる環境を整備するため、市村と連携し必要な支援を行っている。①医療給付申請事務及び相談、②親の会等組織育成支援、③関係機関との連絡会議、④個別訪問等による相談支援、⑤支援者を対象とした研修会等を実施している。

3 難病対策

「難病対策要綱」及び「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成27年1月施行）」に基づき、①特定疾患治療研究事業及び特定医療費（指定難病）に係る医療費の公費負担申請相談、②難病患者の個別訪問等による相談支援、③自助組織活動支援、④患者・家族及び関係者に対する医療講演会等の研修会、⑤関係機関との連絡会議等を行っている。

4 原爆被爆者対策

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」により、県は被爆者健康診断、諸手当の支給等を行っている。保健所は被爆者健康診断実施に際しての病院との日程調整及び被爆者への通知、健康相談等を行っている。

地域保健班に関する月間・週間事業

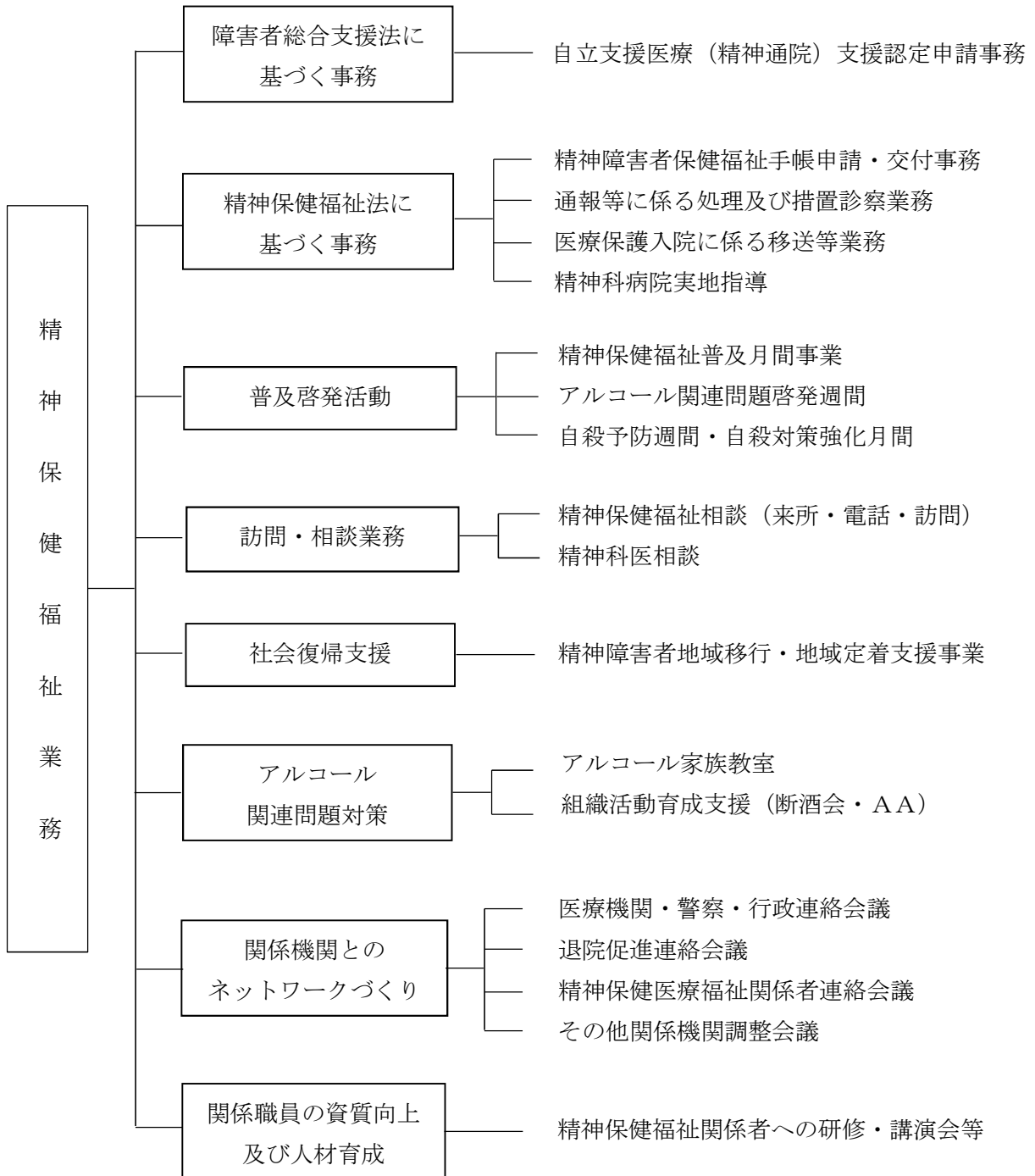
令和4年度

行事名	期間	内容	対象者・参加者
ギャンブル等依存症問題啓発週間	5月14日～ 5月20日	ポスター掲示（保健所）	地域住民
自殺予防週間	9月6日～ 9月16日	パネル展示、レスキューカード配布、 広報誌への掲載	地域住民
精神保健福祉普及月間	11月1日～ 11月30日	ポスター掲示（保健所）	地域住民
アルコール関連問題啓発週間	11月10日～ 11月16日	ポスター掲示（保健所）	地域住民
自殺対策強化月間	3月1日～ 3月31日	上記自殺予防週間と同様の内容	地域住民

1 精神保健福祉

平成 16 年に「精神保健医療福祉改革ビジョン」で示された「入院医療中心から生活中心へ」の理念の実現のために、精神障害者の地域移行を促進する動きが活発になっている。

当保健所では、「精神保健福祉法」、「障害者総合支援法」、「自殺対策基本法」、「アルコール健康障害対策基本法」に基づき、下記の業務を行っている。



(1) 障害者総合支援法に基づく事務

ア 自立支援医療（精神通院）制度（根拠：障害者総合支援法第58条）

障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療を受けるための制度。当制度利用により精神通院にかかる医療費の自己負担が1割となるが、沖縄県では復帰特別措置により自己負担1割に対して特別公費負担措置が適用される。

図1 自立支援医療（精神通院）申請件数

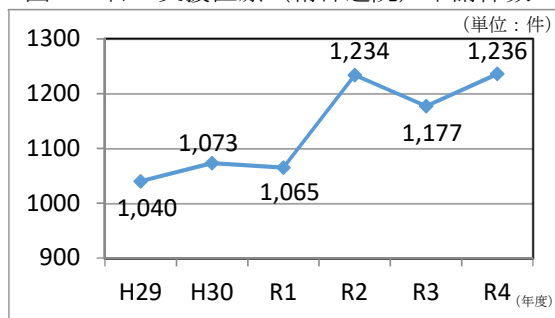


図2 病類別利用割合

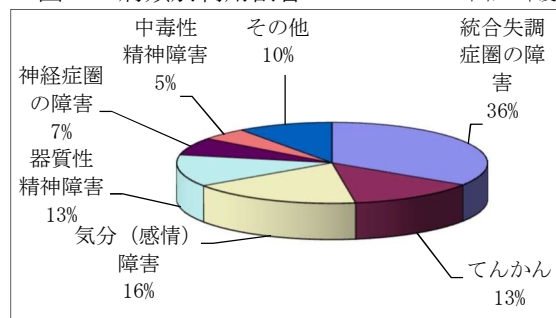


表1 市町村別・病類別自立支援医療（精神通院）申請件数

市町村	器質性精神障害	中毒性精神障害	統合失調症圏の障害	気分（感情）障害	その他精神病	神経症圏の障害	人格障害	精神遅滞	てんかん	動的症候群	生理的要因に関連した身体障害	心理的発達障害	行動情緒障害	小児青年期の障害	その他	計
宮古島市	157	57	418	215	6	86	4	25	158	0	48	39	0	0	1,213	
多良間村	0	3	4	6	0	1	0	1	8	0	0	0	0	0	23	
計	157	60	422	221	6	87	4	26	166	0	48	39	0	0	1,236	

(2) 精神保健福祉法に基づく事務

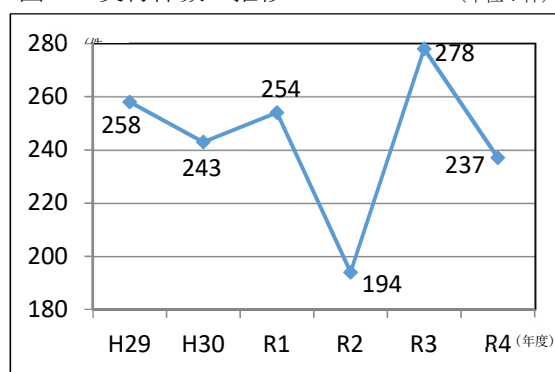
ア 精神保健福祉手帳（根拠：精神保健福祉法第45条）

一定の精神障害の状態にあることを証することにより、各種の支援策を講じやすくし、社会復帰の促進と、自立と社会参加の促進を図るために創設された制度。有効期間は2年間となっており、医師の診断書等に基づき更新することができる。

表2 年度別申請件数（新規・更新） (単位：件)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4			
						計	1級	2級	3級
宮古島市	256	242	253	191	277	233	45	117	71
多良間村	2	1	1	3	1	4	0	3	1
計	258	243	254	194	278	237	45	120	72

図3 交付件数の推移



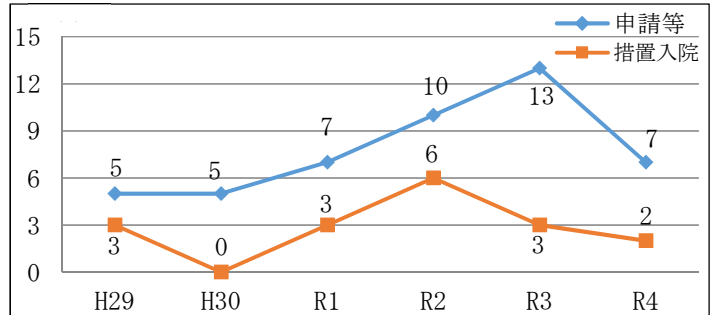
イ 措置入院（根拠：精神保健福祉法第 29 条）

申請等に基づく調査及び精神保健指定医 2 名の診察の結果、その対象者が医療及び保護のために入院させなければ精神的障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときに、都道府県知事の権限により入院させることができる制度。

表 3 申請等と措置入院の件数（単位：件）

	R4年度		
	申請等	要措置	不要
一般人	0	0	0
警察官	6	2	4
検察官	1	0	1
その他	0	0	0
計	7	2	5

図 4 申請等件数と措置入院件数の推移（単位：件、年度）



ウ 医療保護入院（根拠：精神保健福祉法第 33 条）

精神保健指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であって、精神障害のために本人が同意できない状態であると判定されたものについて、精神科病院の管理者は家族等の同意があれば対象者を入院させることができる制度。10 日以内に保健所への届出が必要。

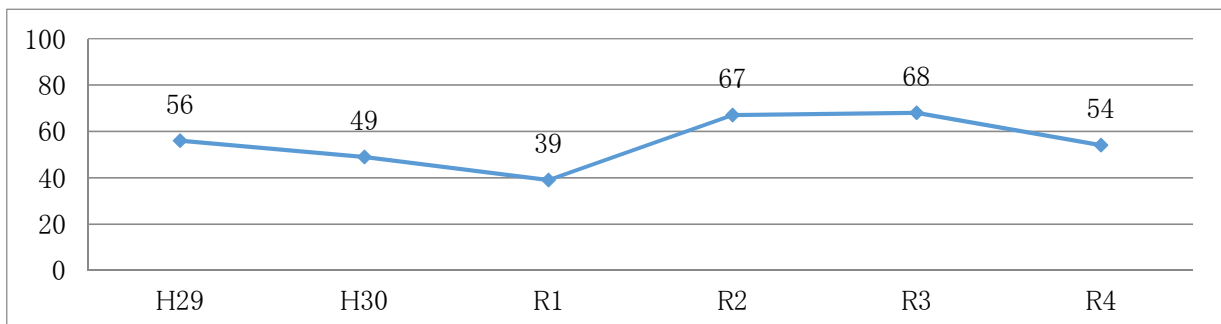
表 4 医療保護入院届出件数

令和 4 年度（単位：件）

病類	脳器質性精神障害	中毒性精神障害	統合失調症圏の障害	気分（感情）障害	神経症圏の障害	人格障害	精神遅滞	関連した行動症候群	身体的障害及び生理的要因に及ぶ	心理的発達障害	小児青年期の行動情緒障害	その他	計
届出件数	10	4	27	9	0	1	1	0	2	0	0	0	54

図 5 医療保護入院届出件数の推移（単位：件、年度）

（単位：件、年度）



エ 精神科病院実地指導（根拠：精神保健福祉法第 38 条の 6）

管下の精神医療機関において、入院患者の処遇（行動制限、面会、信書、電話、金銭管理等）が適切に行われ、社会復帰に向けた様々な環境整備を推進していくことを目的に、原則として年 1 回の調査を実施。その結果に応じて病院管理者等へ必要な措置を講じる。

対象：県立宮古病院（精神科病棟）

実施日：令和 4 年 10 月 19 日

(3) 普及啓発活動

ア 宮古地区精神保健福祉普及月間

精神保健及び精神障害者の福祉に関する理解を深め、地域住民の精神的保健の保持増進及び精神障害者の福祉の増進を図ることを目的に、毎年11月に地域住民を対象とした講演会を実施している。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、講演会は中止。

イ 自殺予防週間・自殺対策強化月間

一般住民や関係機関に対して、住民一人一人が自殺対策への理解を深めることを目的とし、自殺予防週間・自殺対策強化月間に、自殺に関連した知識の普及啓発や相談支援機関窓口の周知を実施している。

表5 自殺予防週間・自殺対策強化月間実施状況

日程	内容	対象
令和4年 9月5日 ～9月16日	自殺予防週間 1) パネル展示：(宮古島市役所) 内容：自殺の現状、相談機関等を記載したパネルを展示 2) レスキューカードの配布 (宮古圏域における相談窓口を記載した2つ折りカード) 3) 市広報紙による自殺予防に関する情報の掲載	地域住民
令和4年 3月1日 ～3月31日	自殺対策強化月間 1) パネル展示 (多良間村コミュニティ施設) 内容：自殺の現状、相談機関等を記載したパネルを展示 2) 市村広報紙による自殺予防に関する情報の掲載	地域住民

(4) 訪問・相談業務

ア 精神保健福祉相談

保健師及び精神保健福祉相談員が精神保健福祉相談（来所相談及び電話相談）を行い、必要に応じて訪問相談を実施している。

表6 相談件数（過去5年分）

（単位：人）

	H30年度		R1年度		R2年度		R3年度		R4年度	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
来所相談	58	120	83	148	39	123	27	43	33	49
家庭訪問	46	213	59	285	20	310	35	88	18	64
電話相談	107	290	142	488	148	681	123	177	103	333

表7 相談件数（区分別）

令和4年度（単位：人）

	実人員	延人員	延人員内訳							
			老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	キャンパル	思春期	心の健康づくり	その他
来所相談	33	49	0	3	3	0	1	0	11	31
家庭訪問	18	64	1	16	3	0	0	0	5	39
電話相談	103	333	6	42	27	0	0	0	63	195

イ 精神科医相談

精神疾患の疑いがあるが未治療の方や治療中断者等について、精神科医による精神医学的な判断及び対応等の助言を得ることで、精神疾患を持ちながらも本人や家族が安心して地域で生活していくことを目的に実施している。

表8 精神科医相談実施件数 (単位：件)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
回数	3	6	3	2	4
相談件数	6	11	4	2	6

(5) 社会復帰支援

ア 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

住居の確保など、退院に向けて特に支援が必要な精神科病院への長期入院中の精神障害者に対し、地域生活への移行や定着することを促進し、地域生活を継続できる体制を整備することを目的に行っている。保健所は退院促進連絡会議の開催の他、福祉事務所主催の精神障害にも対応した地域包括ケアシステム事務局会議に参加し、精神障害者の地域移行・地域定着のあり方について検討し、体制整備に取り組んでいる。

(6) アルコール関連問題対策

ア アルコール家族教室

アルコール問題を抱える家族が「アルコール依存症」について学び、依存症本人への対応を理解し、依存症者と家族の間に起こっている問題の改善に繋がることを目的に教室を実施している。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、中止。

イ 組織活動育成支援

(ア) 断酒会（宮古断酒会）

平成3年8月設立 断酒会はアルコール依存症に悩む者・その家族が自らの体験談等を話すことで、断酒に対する誓いを新たにし、断酒を続けていく自助グループ。アルコール依存症について知識を深めつつ、問題を共有し親睦と融和を図り、お互い励まし合いながら、断酒と自立へ向けて活動を行っている。

(イ) AA（エメラルド・グリーン）

平成30年11月設立 依存症本人またはその関係者が体験を共有しながら、自身の飲酒問題を解決し、同じ問題で苦しむ人たちにも回復の経験を知らせる自助グループ。

表9 自助グループ活動状況 令和4年度

名称	日時	場所	備考
宮古断酒会	毎週金曜日 午後7～9時	保健所1階 ⑦相談室	当事者・家族
エメラルドグリーン (AA)	毎週火曜日 午後7～8時		オープン

※断酒家族会は断酒会と合同で開催している。

(7) 関係機関とのネットワークづくり

ア 医療機関・警察・行政連絡会議

島嶼地域という地理的な問題により、精神障害者に関する警察官通報(精神保健福祉法第23条)やその他の緊急時対応をスムーズにできるようにするため、関係機関との連携強化・緊急時の体制構築などを目的に会議を開催している。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止。

イ 退院促進連絡会議

管内関係機関で連携体制を推進し、保健・医療的基盤整備と福祉基盤整備の両視点から地域における課題の解決を支援するために本会議を行う。入院した精神障害者が退院後もその人らしい地域生活を送るための円滑な地域移行・地域定着を行うことを目的に開催する。

日 時：令和5年3月6日

場 所：県立宮古病院3階講堂

参加者：24名

参加機関：10機関（1医療機関、3相談支援事業所、地域包括支援センター、宮古島市、多良間村、宮古福祉事務所、宮古圏域アドバイザー）

内 容：退院促進連絡会議について

宮古病院の現状、取組

演習（グループワーク）地域移行困難にある1事例を通して

ウ 精神保健医療福祉関係者連絡会議

管内の精神保健医療福祉関係者が一堂に会し、各関係機関の役割や課題及び事業内容等を理解することで、地域の精神保健・医療・福祉の取組を推進することを目的として開催する。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止。

エ 管内自殺対策関係機関連絡会議

自殺未遂者は自殺のハイリスク群であり、自殺の再企図を防ぐため、医療機関における身体・精神的治療とともに、地域に戻った後も自殺未遂者の抱える様々な社会的な問題への重層的・包括的な支援が必要と考えられている。自殺未遂者が適切な医療と支援を受けられるよう、関係機関の連携体制推進を目的に実施する。

日 時：令和5年2月28日

場 所：宮古保健所 大会議室

参加者：11名

参加機関：7機関（県立宮古病院、宮古島徳洲会病院、宮古島警察署、宮古島市障がい福祉課、多良間村住民福祉課、宮古圏域アドバイザー）

内 容：自殺未遂者等対応における現状、課題の共有
連携体制推進に向けた検討

その他、自殺対策における情報の共有

オ 関係機関調整会議

令和元年7月「沖縄県措置入院者退院後支援計画マニュアル」が作成されたことを受け、保健所主催で退院後支援に関する計画を作成し、地域での支援体制づくりを目指して措置入院患者退院後支援会議を実施している。

また、宮古福祉事務所主催の精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進に向けた事務局会議の他、宮古島市主催の4地区（平良・伊良部・城辺・上野及び下地）障害者連絡会議、多良間村主催の地域自立支援協議会事務局会議等、障害者の社会復帰や自立支援を目的とした他機関主催の会議等へ参加している。

表10 〈保健所主催〉

令和4年度

会 議 名	開催回数	参加者数(延)	参加機関(延)
ケース支援会議	2	10	15

表11 〈他機関主催〉

令和4年度

会 議 名	参加回数
ケース支援会議	10
医療観察法ケア会議	4
平良地区障害者連絡会議	3
伊良部地区障害者連絡会議	1
城辺地区障害者連絡会議	3
上野・下地地区障害者連絡会議	5
多良間村地域自立支援協議会事務局会議	5
その他	5

(8) 関係職員の資質向上及び人材育成

ア アルコール関連問題支援者研修

アルコール関連問題には健康問題、暴力、経済問題等、様々な問題が内包されており、支援には多職種で関わっていく必要がある。支援者が、アルコール依存症及びその対応方法と各機関の相互の役割について理解を深めることで、アルコール関連問題を抱える当事者や家族に適切な支援ができることを目的とする。

開催日：令和5年2月10日

場 所：宮古保健所 健康増進室

対 象：アルコール問題を有する当事者やその家族の相談業務に従事する支援者

内 容：①当事者の体験談、断酒会の紹介

②講話「アルコール依存症とは」「家族が求めるアルコール依存症の支援」

講師：一般社団法人おきなわASK 代表者 大田房子氏

③グループワーク～事例を通して関係機関の役割確認～

講師：宮古圏域アドバイザー 下地晃次氏

参加者：25名

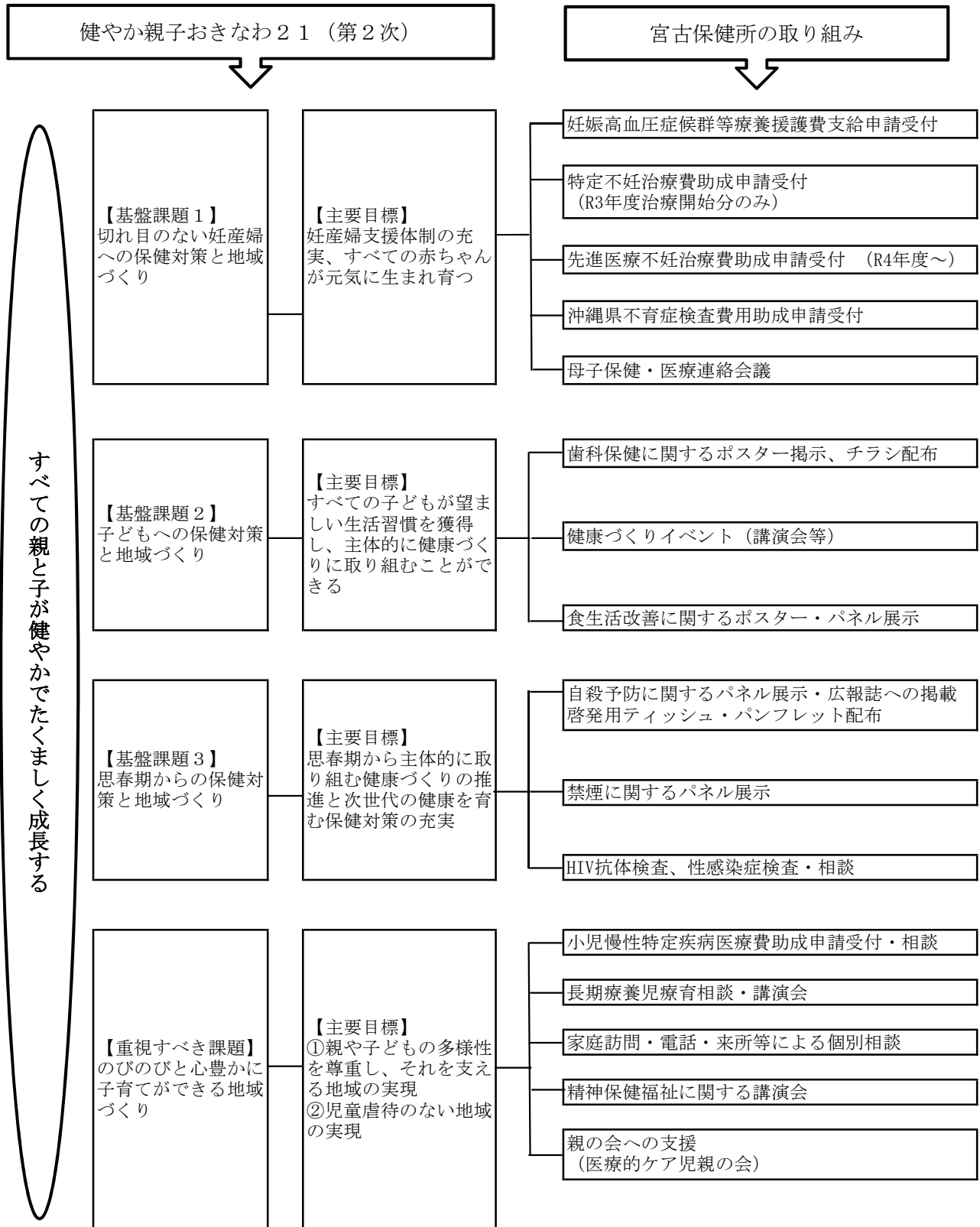
イ 自殺対策支援者研修会

宮古保健所管内の支援者が、対象者の相談内容に応じて適切な支援が実施できるようになることを目的に研修会を実施する。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、中止。

2 母子保健

(1) 健やか親子おきなわ21（第2次）における宮古保健所の取り組み



(2) 医療給付申請・相談業務

ア 小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾患治療研究事業が、平成 27 年 1 月 1 日より小児慢性特定疾病医療費助成制度へ移行した。対象疾患は令和 3 年 11 月には 16 疾患群 788 疾病に拡大された。

【根拠法令】児童福祉法第 19 条の 2～22

【目的】慢性疾患にかかっていることにより長期に療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付その他の事業を行う。

【対象】下記疾患にかかっている 18 歳未満の児童（18 歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ 18 歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、20 歳到達までの者を含む。）

表 1 小児慢性特定疾病受給者証交付状況（重複疾患受給者を含む）（単位：件）

疾患群	年月日		令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月		
	計	申請別		市村別	
		新規	更新	宮古島市	多良間村
悪性新生物	6	1	5	5	1
慢性腎疾患	10	1	9	10	0
慢性呼吸器疾患	6	1	5	6	0
慢性心疾患	11	1	10	10	1
内分泌疾患	22	1	21	22	0
膠原病	3	1	2	3	0
糖尿病	5	0	5	5	0
先天性代謝異常	3	0	3	3	0
血液疾患	1	0	1	1	0
免疫疾患	2	1	1	2	0
神経・筋疾患	16	1	15	16	0
慢性消化器疾患	7	1	6	7	0
染色体・遺伝子疾患	2	0	2	2	0
皮膚疾患	1	0	1	1	0
骨系統疾患	3	0	3	3	0
脈管系疾患	4	2	2	4	0
計	102	11	91	100	2

イ 妊娠高血圧症候群等療養援護費支給事業

【根拠法令】妊娠高血圧症候群等療養援護費支給要綱

【目的】妊娠高血圧症候群等に罹患している妊産婦に対し必要な援護費の支給を行うことで、早期に適正な療養を受け、重症化を防ぐ。

【対象】妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患に罹患している妊産婦で、7日以上入院治療を要した者。ただし、当該妊産婦が前年分に所得税課税額の年額15,001円以上の世帯、又は児童福祉法第22条の規定による助産施設への入所措置を受けた者は、支給対象としない。

表2 妊娠高血圧症候群等療養援護費 年度別支給状況 単位：件

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	0	0	0	0	0

ウ 特定不妊治療費助成事業

【根拠法令】少子化社会対策基本法第13条、母子保健医療対策等総合支援事業、沖縄県特定不妊治療費助成事業実施要綱

【目的】不妊治療のうち、特定不妊治療（体外受精及び顕微受精）については1回の治療が高額であり、また医療保険の適用外であることから、経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成する。

【対象】・法律上の婚姻夫婦又は事実上の婚姻関係にある夫婦で、特定不妊治療が必要と診断された者
 ・指定医療機関で特定不妊治療を終了した者
 ・夫婦いずれか一方が沖縄県内（那覇市除く）に住所を有している者
 ・治療開始時点で妻の年齢が43歳未満

表3 特定不妊治療費 年度別助成状況 単位：件

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	32	24	32	21	50

エ 先進医療不妊治療費助成事業

【根拠法令】沖縄県先進医療不妊治療費助成事業助成金交付要綱

【目的】不妊症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち、厚生労働省の先進医療会議における審査等を受け、先進医療として告示されている不妊治療関連の技術（以下「先進医療不妊治療」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

【対象】先進医療不妊治療の助成を受けられる者は、次の各号のいずれにも該当するものとし、治療期間の初日が令和4年4月1日以降の者とする。

- (1) 法律上の婚姻関係にある夫婦の双方又は一方が沖縄県内（那覇市除く）に住民登録していること。ただし、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実上の婚姻関係にある夫婦の双方又は一方が沖縄県内（那覇市除く）に住民登録している場合も対象とする。
- (2) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。
- (3) 過去に本事業による助成を受けた回数（那覇市から本事業と同趣旨の助成を受けた回数を含む。）（以下「通算助成回数」という。）が、厚生労働省が規定する保険診療の回数制限に準じる回数として、別表1に掲げる通算助成回数を超えていないものであること。
- (4) 前号の助成を受けた回数は1子ごとに算定するものとする。なお、妊

娠 12 週以降に死産となった場合も 1 子と数えるものとし、原則として戸籍謄本又は住民票（死産の場合は、死産届の写し）等により確認を行える場合に限る。

別表 1

初めて助成を受ける際の 治療開始時の年齢	助成回数
40 歳未満	43 歳になるまでに通算 6 回まで
40 歳～42 歳	43 歳になるまでに通算 3 回まで
43 歳以上	なし

表 4 先進医療不妊治療費 助成状況(単位：件)

年 度	令和 4 年度
件 数	7

オ 不育症検査費用助成事業

【根拠法令】沖縄県不育症検査費用助成事業助成金交付要綱

【目 的】研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症の方の経済的な負担の軽減を図るため、予算の範囲内において助成金を交付する

【対 象】不育症検査費の助成の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 沖縄県内（那覇市を除く）に住民登録している者。
- (2) 既往流死産回数が 2 回以上の者。
- (3) 令和 3 年 4 月 1 日以降に第 3 条第 1 項の規定に該当する検査を受検した者。

表 5 不育症検査費 助成状況(単位：件)

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度
件 数	0	0

(3) 訪問・相談業務

保健師が母子保健相談等（来所相談及び電話相談）を行っており、必要に応じて、訪問相談を実施している。

表 4 訪問・相談業務状況

令和 4 年度(単位：件)

	実人員	延人員	延人員内訳		
			小児慢性特定疾病	特定不妊治療	その他
来所相談	93	126	101	25	0
家庭訪問	6	11	11		0
電話相談		95	75	15	5
合計	99	232	187	40	5

(4) 長期療養児療育相談事業

長期にわたり療育医療を必要とする児童とその保護者に対して、適切な療育を確保するために、状況に応じた適切な指導や支援を行い日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図ることを目的とする。

ア 個別相談、勉強会

長期療養児とその保護者が在宅で安心して生活できるように、専門医等による個別相談を実施していたが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止となった。

(5) 小児慢性特定疾病等講演会

保護者等が疾患の概要及び治療等についての理解を深めることで児の病状及び成長発達に伴う不安の軽減を図ることを目的とする。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止となった。

(6) 母子保健・医療連絡会議

ハイリスク妊産婦及び未熟児や長期に支援を必要とする児・保護者が地域で安心して育児・療育できるように関係者が情報を共有し、支援目標や相互の役割を確認することで一貫した支援ができることを目的とする。

R4年度は下記各関係機関へ聞き取りを実施し、宮古管内での連携体制について現状確認した。

<聞き取り対象機関>

- ・宮古病院
- ・奥平産婦人科
- ・宮古島市役所（健康増進課）
- ・多良間村役場

聞き取りの結果、個別事例に関しては関係機関とタイムリーに状況共有できており顔の見える関係を築いている現状であった。次年度は連携体制について意見交換する予定。

3 難病対策

(1) 難病とは

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない稀少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。

根拠：難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」とする）

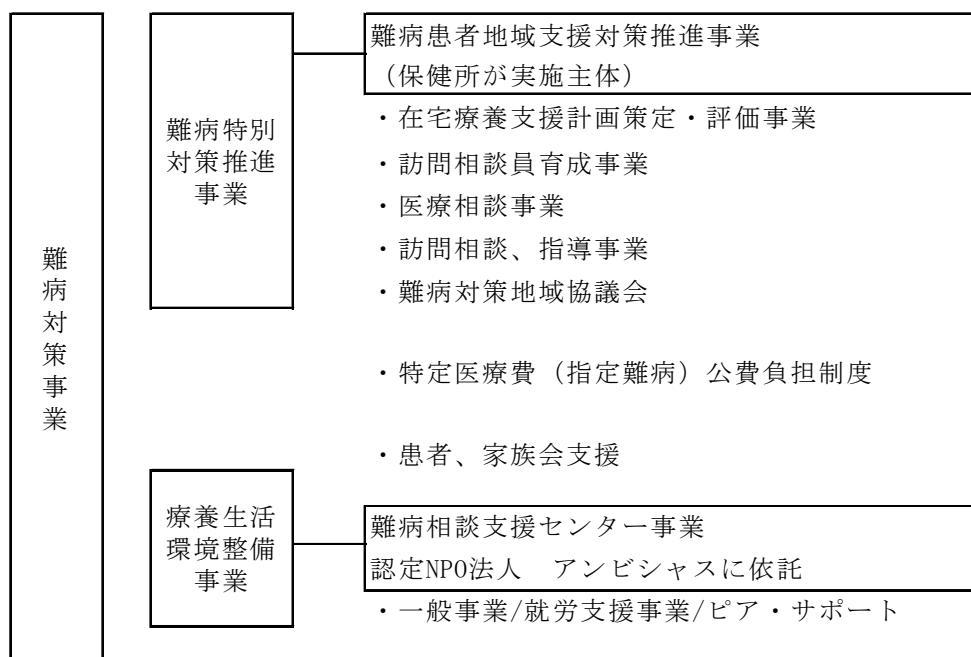
(2) 難病の行政施策

昭和 47 年に策定された「難病対策要綱」に基づき、難病対策が実施され、「特定疾病治療研究事業」として公費負担が開始された。

平成 27 年 1 月、難病対策の充実、難病の患者に対する良質・適切な医療の確保と療養生活の維持向上を図ることを目的として「難病法」が施行された。公費負担制度の改定が行われ、「特定医療費(指定難病)公費負担制度」が開始、当初は医療費助成の対象は 110 疾病であったが、令和 3 年 1 月 1 日施行の指定難病は 338 疾病となっている。

保健所では特定医療費(指定難病)公費負担制度の経由事務及び難病対策事業等を実施している。

(3) 難病対策事業



(4) 特定医療費(指定難病)受給者状況

管内における受給者の状況は表1、2のとおりである。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により更新手続きの郵送対応、申請期間延長の対策がとられた。

表1 受給者証交付状況

令和4年度(単位:件)

疾病名	申請件数	交付件数	疾病名	申請件数	交付件数
筋萎縮性側索硬化症	4	4	多発性嚢胞腎	2	2
進行性核上性麻痺	12	12	黄色靭帯骨化症	13	13
パーキンソン病	50	50	後縦靭帯骨化症	31	30
重症筋無力症	18	18	広範脊柱管狭窄症	7	7
多発性硬化症/視神経脊髄炎	5	4	特発性大腿骨頭壊死症	9	9
慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	2	2	下垂体性ADH分泌異常症	1	1
クロウ・深瀬症候群	1	1	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	1	1
多系統萎縮症	3	3	下垂体前葉機能低下症	5	5
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	4	4	サルコイドーシス	3	3
もやもや病	4	3	特発性間質性肺炎	5	2
亜急性硬化性全脳炎	1	1	肺動脈性肺高血圧症	4	2
全身性アミロイドーシス	2	2	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	2	2
神経線維腫症	1	1	網膜色素変性症	18	18
天疱瘡	2	2	原発性胆汁性胆管炎	3	3
膿疱性乾癬(汎発型)	5	4	原発性硬化性胆管炎	1	1
巨細胞性動脈炎	1	1	自己免疫性肝炎	2	2
結節性多発動脈炎	4	4	クローン病	13	13
顕微鏡的多発血管炎	1	1	潰瘍性大腸炎	23	23
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	4	4	筋ジストロフィー	1	1
悪性関節リウマチ	3	3	脊髄空洞症	1	1
全身性エリテマトーデス	28	28	脊髄髄膜瘤	1	1
皮膚筋炎/多発性筋炎	12	12	家族性良性慢性天疱瘡	1	1
全身性強皮症	5	5	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	1	1
混合性結合組織病	1	1	特発性後天性全身性無汗症	1	1
シェーグレン症候群	6	5	抗糸球体基底膜腎炎	1	1
成人スチル病	5	5	一次性ネフローゼ症候群	6	6
再発性多発軟骨炎	1	1	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1	1
ベーチェット病	2	2	紫斑病性腎炎	1	1
特発性拡張型心筋症	6	6	間質性膀胱炎(ハンナ型)	2	2
肥大型心筋症	1	1	強直性脊椎炎	3	3
再生不良性貧血	7	6	後天性赤芽球病	2	2
発作性夜間ヘモグロビン尿症	1	1	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	1
特発性血小板減少性紫斑病	3	3	好酸球性副鼻腔炎	2	2
IgA腎症	4	4	特発性多中心性キャッスルマン病	1	1
			合計	378	367

表2 人工呼吸器等装着者の申請状況 令和4年度(単位:件)

	実人員	延人数
交付数	2	2

(5) 難病に関する訪問・相談

目的: 患者や家族の、療養や介護等に関する相談・指導を実施し、不安や悩みの解消を図る。また、医療・保健・福祉等の情報提供を行い、療養生活を支援する。

表3 訪問・相談実施状況 令和4年度(単位:件)

	実人員	延人員
来所相談	342	492
電話相談		255
家庭訪問	8	27
合計		774

(6) 難病訪問指導(診療)事業

目的: 在宅療養をしている難病患者が、より良い療養生活を送ることが出来るように、必要に応じて専門医、歯科医師、歯科衛生士、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を同行し相談・指導を行い、生活の質(QOL)向上を図ることを目的とする。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止となった。

(7) 難病医療講演会及び相談会の実施状況

目的: 患者・家族が、病気について理解を深め、日常生活における不安・悩みについて相談することで安心して療養生活を送れることを目的とする。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止となった。

(8) 難病対策地域ネットワーク会議

目的：難病患者等は日常生活上援助を必要としている者が多く、適切な在宅療養支援を受け安心して生活が送れるよう、支援体制の整備が必要である。災害時対策について宮古地区の課題の共有や地域の実情に応じた体制整備について協議を行い、関係機関等の連携の緊密化を図る。

実施状況	R4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面会議にて実施。		
参加者	宮古島市、多良間村、医療機関、相談事業所、宮古消防本部、アンビシヤス、南西医療機器等	計 19 名	
実施内容	①災害時支援ノート（完成版）作成の為、内容についての検討。 ②各関係機関で作成している避難フローチャートについて情報収集。		
次年度計画	①対象ケースの個別災害時支援ノート作成。 ②各関係機関の避難フローチャートについて情報収集。また宮古島管内の災害時対策について意見交換会を実施。		

(9) 自助活動育成支援

目的：患者及び家族が、病気や治療について学習し、療養生活の工夫等について情報交換をする機会を設け、安心して療養生活が出来る為の活動を支援する。また、患者及び家族が交流を深め、相互に支え合う自助グループを育成する。

R4年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり会の活動は停止している。

自助グループ一覧

○とうんがらの会（神経難病患者・家族のつどい）

対象者：神経難病患者・家族

○愛・Eyeの会（網膜色素変性症患者・家族のつどい）

対象者：網膜色素変性症患者・家族

(10) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

根拠：「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱」に基づき、事業を実施している。

平成12年2月1日より、これまで本庁で実施されていた「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業」の公費負担申請事務が保健所へ移行された。

目的：患者の医療費の自己負担分を公費負担することにより、医療費の負担軽減を図る。

表5 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者の年次推移

単位：件

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
交付件数	0	1	1	0	0	0	0

4 原爆被爆者対策

(1) 被爆者とは

原子爆弾が投下された際、広島・長崎において直接被爆した方、原子爆弾が投下されてから2週間以内に広島市内・長崎市内に立ち入った方等で、被爆者健康手帳を所持している人をいう。

(2) 原爆被爆者対策概要

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、健康診断や医療の給付、健康の回復のための各種手当などの総合的な援護を行い、被爆者の方々の生活の安定と福祉の向上を図っている。

保健所においては、健康診断・保健指導等を実施し、被爆者の健康管理を行っている。

(3) 事業内容

健康診断業務と保健指導

ア 健康診断

一般検査、がん検査、精密検査があり、委託医療機関（県立宮古病院）で実施。

(ア) 前期健康診断、後期健康診断、希望者の健康診断（予備検査・本健診）

(イ) 被爆者二世者の健康診断（予備検査・本健診）

イ 保健指導

健康診断実施時に、希望者に対して健康相談を実施するほか随時相談を受けている。健康診断未受診者に対しては受診勧奨し、必要に応じて訪問指導を実施している。

表1 一般検査受診者

令和4年度(単位：件)

	対象者	受診者	健診結果		
			異常なし	経過観察	精査
前期健診	4	2	1	0	1
後期健診	4	0	0	0	0
二世健診	3	0	0	0	0
希望健診	4	1	1	0	0

表2 がん検査受診者

令和4年度(単位：件)

	がん検査					
	胃がん	肺がん	乳がん	子宮がん	大腸がん	多発性骨髄種
前期健診	0	1	0	0	0	0
後期健診	0	0	0	0	0	0
二世健診						0
希望健診	0	0	0	0	0	0